

事務手続き等について

建設工事・建設工事関連業務 共通**■電子契約について**

令和5(2023)年9月1日より、立会人型電子契約サービス(クラウドサイン)を導入しました。現在、建設工事及び建設工事関連業務の入札事務において実施しているところですが、引き続きご協力をお願いします。

電子契約につきましては、オンライン申請システムから申請頂いておりますが、契約予定日の2営業日前までの申請にご協力をお願いします。

■足利市における週休2日制工事実施要領の策定について

労働基準法が改正されたことに伴い、建設業においても、令和6年度より時間外労働の上限規制が適用されます。

本市においても、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保・育成を図ることを目的として、週休2日制工事実施要領を策定しました。

■変更契約の手続きについて

令和6(2024)年度も引き続き、契約管財課が作成した変更契約書をメールで送付します。メールアドレスの変更がありましたら、契約管財課までご連絡ください。

(1) 電子の場合

契約締結日の2営業日前までにオンライン申請システムから申請をお願いします。

(2) 書面の場合

メールで送信した契約書を確認いただき、押印して契約管財課窓口まで持参してください。

■当初契約の手続きについて

(1) 電子の場合

オンライン申請システムから申請された契約内容に基づき、契約管財課で契約書を作成し、クラウドサインから契約書類を送信します。契約日に送信された電子契約書には電子署名が付されていますので、パソコン内で適切に管理をお願いします。

(2) 書面の場合

令和6(2024)年度も引き続き、当初契約書の返却については、監督員から返却することとなります。契約書類提出先は今までどおり、契約管財課になります。

流れについては、次のとおりです。

【開札後】 ⇒ (契約管財課へ) 契約書類提出(預かり) ⇒ (おおむね1週間後、監督員から) 請負業者へ契約書類+金抜き設計書を手渡し

※金抜き設計書はHPからダウンロードしてください。

※変更契約書については、従来とおり契約管財課にて即日対応します。(上下水道部案件は除く。)

■入札日程について

入札方式及び予定価格に応じて2パターンになります。

- ① 予定価格3,000万円未満の指名競争入札及び3,000万円以上5,000万円未満の事後審査型条件付き一般競争入札
積算期間10日を目安に設定しています。
- ② 大型工事（予定価格5,000万円以上の事後審査型条件付き一般競争入札）
積算期間15日を目安に設定しています。

例)

	①該当案件	②該当案件
公告又は指名通知	4月10日（水）	4月3日（水）
積算期間（土日祝日を 除く）	10日	15日
開札	4月25日（木）	

■契約書など各種様式の変更について

契約書の約款など、随時、様式が変更になる場合があります。入札時、契約時等には、契約管財課のホームページから最新の様式をダウンロードして使用してください。

なお、水道事業及び下水道事業用についても契約管財課のホームページからダウンロードしてください。

※ 入札時の積算内訳書については、案件によって異なることがありますので、ご注意ください。

※ 契約書（鑑）については、足利市役所の住所を空欄にしています。そのままお持ちください。

■電子入札システムからのお知らせメールについて

電子入札システムから指名通知を発行すると、同時に指名通知書到着の「お知らせメール」が送信されますが、メールは補助的な連絡手段となります。インターネットの性質上、メールが届かない、あるいはメールの到着が遅れるなどの場合がありますので、随時、電子入札システムにログインしてご確認ください。

■指名通知別紙について

指名競争入札案件について、電子入札システムで指名通知書を発行しますが、令和6(2024)年度も指名通知別紙を設けますので、設計図書と併せて足利市ホームページからダウンロードしてください。

■設計図書について

事後審査型条件付き一般競争入札及び指名競争入札において、設計図書は足利市ホームページからのダウンロードとしてください。

設計図書には、工事担当課において必要と判断したときは、パスワードが設定されます。指名競争入札案件については、電子入札システムの指名通知書により確認してください。一般競争入札案件については、契約管財課までお問い合わせください。

■契約書等に記載する金額について

契約書などに金額を記入する場合には、区切り文字を「,」（カンマ）としてください。
「.」（ピリオド）などは使用しないようお願いいたします。

■契約書に記載する日付（年）について

契約書に記載する日付については和暦に西暦を併記していただいているところです。こちらについても、引き続きお願いいたします。

■現場代理人の兼任について

「現場代理人の兼任及び常駐義務緩和措置について」をご確認ください。

■技術職員及び現場代理人名簿について

職員の退職や資格の追加など、名簿の記載内容に変更がありましたら、変更した名簿の提出をお願いいたします。

【必要書類】

変更届・技術職員及び現場代理人名簿・その他必要書類

■下水道事業の地方公営企業法適用について

令和2年度より、下水道事業は水道事業同様に地方公営企業法適用となっています。つきましては、下水道施設課発注の案件について、契約手続きにおいても水道事業と同様の取り扱いとなりますのでご確認ください。

① 契約書返却方法（書面の場合）

監督員より直接契約書を返却します。

② 請求書の様式

水道事業と同様の様式となります。HPよりダウンロードしてください。

③ 契約書の住所表示

契約書は空欄のまま提出してください。

（参考：栃木県足利市伊勢町四丁目19番地）